

午後2時00分 開会

議長 ただいまの出席委員は12人中10名です。定足数に達しております。第12回新城市農業委員会を開会します。会長の体調不良のため、職務代理者が議長を務めます。日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。農業委員2番、農業委員3番 お願いします。次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第53号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第53号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転5件、使用貸借権設定1件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は1年で、年間従事予定日数は250日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で■分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は3,650㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻、及び臨時雇用1名がおり、農作業歴はともに6年で、年間従事予定日数は250日・30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で■分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は19,803㎡です。権利取得後は、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は50年・40年、年間従事予定日数は150日・90日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で■分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は17,436.41㎡です。権利取得後は、里芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻・息子・娘がおり、農作業歴は60年・30年・3年・10年、年間従事予定日数は350日・350日・80日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で■分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は18,119㎡です。権

利取得後は、さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番

借人は経営規模拡大のため、また貸人は管理困難のため、使用貸借権設定するものです。本申請地は、令和4年に一時転用の許可を得て、営農型太陽光発電設備を設定しています。所有者自ら、パネルの下部で柿を栽培していましたが、自身の仕事が忙しくなったこと等から、営農を続けることが難しくなり、今後の営農を借人をお願いするものです。3条の使用貸借権設定に併せて、耕作者が替わることに對しての事業計画変更承認願が提出されています。また、一時転用の許可の期限が令和7年1月のため、その更新のため農地法4条の申請が出てきております。

本法人は、平成23年に設立された株式会社で、令和6年に農林水産大臣による農業改善計画の認定を受けています。農業従事者は代表取締役1名、取締役の2名で、その他労働力としては常時雇用として30名の労働力があります。年間従事予定日数は270日、270日、180日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は浜松営業所から自動車で■分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は414,520.78㎡です。権利取得後は、柿の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は相手方要望のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は0年、年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の移住予定地から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題ははありません。取得後の経営予定面積は2386㎡です。権利取得後は、ブルーベリーの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

以上、申請番号1番から6番について、許可することを原案といたします。
第53号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。
補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。

議長

ご発言もありません。それでは、採決を取りたいと思います。
第53号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第54号議案の事業計画変更承認願に対する意見の決定について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

第54号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。
変更1件です。
議案書6ページをご覧ください。

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

申請者は令和4年に一時転用の許可を得て、発電事業と柿の栽培を行っています。先の3条の申請にありましてとおり、農地を貸し出すこととなり、下部農地の耕作者が変更するためにこの変更承認を願い出るものです。

変更後の事業ですが、従前と変わらず、発電事業と柿の栽培を行います。排水方法・日

	<p>照等に問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第 54 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。第 54 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 55 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	第 55 号議案について説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。転用 2 件です。議案書 8 ページをご覧ください。
事務局	<p>申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請者は認定農業者であり、本市にて営農活動を行っています。今般は発電設備を設置して発電収入を図るために申請を行うものです。下部農地では水稻栽培を行う予定です。現在の農地状況については別図をご覧ください。</p> <p>農地区分ですが、区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画です。別添に図面がありますので、併せてご覧ください。</p> <p>支柱構造については、最低地上高 2.1m、最高地上高 2.45m ですが、発電設備設置面積は耕作面積の 20% 以下で、日射角度の計算等を行い、パネルによる日照の影響はないように設置し、耕作機械の往来も支障がなく、立ち姿で除草作業ができる構造です。</p> <p>栽培収量の根拠については、年間収穫量が 10 a あたり約 505 kg の見込みがあるため、知見を有する者から地域平均単収（農林水産統計 R5：480 kg）と比較して 8 割以上の収量が確保されるという意見が付されております。出荷先については、専売契約で個人■件、飲食店■件に卸す予定ですので、営農型発電設備のガイドラインに沿った申請内容となります。また、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。この案件は、固定価格買取制度を活用した発電事業となり、経産省への手続きを調整中です。排水方法・日照等に問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>申請者は令和 4 年に一時転用の許可を得て、申請地にて営農型発電設備を設置し、下部農地にて榊を栽培しながら、発電収入を得ています。</p> <p>今般の申請期限を迎えるにあたり、引き続き発電事業を行いたく、申請するものです。また下部農地についても榊の栽培を継続するものです。現在の農地状況については別図をご覧ください。</p> <p>農地区分ですが、区分表の上段、農用地区域内農地に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、令和 4 年に営農型発電設備設置済です。復元費用等の費用は全額自己資金でまかなう計画です。</p> <p>当初計画と変わらずに栽培を行う予定ですが、今回からは耕作人が■■■が主となります。現在は 140 株を植栽し、順調な生育状況です。知見を有する者から地域平均単収と比較して 8 割以上の収量が確保される見込みという意見が付されております。出荷先については、</p>

	<p>スーパーやホームセンターに卸す計画となり、営農型発電設備のガイドラインに沿った申請内容となります。</p> <p>従前と変わらぬ利用の予定となるため、排水方法・日照等に問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>以上、第 55 号議案 2 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
8 番推進委員	<p>2 番の件で確認なんですけど、更新になっているのですが、工期が令和 4 年に設置済となっていますが、いままで 2 年間の契約だったということでしょうか？</p>
事務局	<p>いえ、この申請は令和 4 年に 3 年間の一時転用の許可を受けて運用していたものになります。営農型は一時転用しかできないため今後も継続するのであれば期限が切れる前に申請しないといけないことになっています。その期限を迎えるために再申請するものになります。</p>
8 番推進委員	<p>柵をやるなら 10 年でもおかしくないと思うのですがなぜ 10 年ではできないのですか。</p>
事務局	<p>10 年が認められるのは、認定農業者、農業で認められた法人です。最初の申請では認定農業者ではない耕作者が営農する内容でしたので、3 年間のみの一時転用でした。また、次の耕作者は認定農業者の法人なので 10 年認められるということです。</p>
議長	<p>その他ご質問はありますか。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>第 55 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 56 号議案の、農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 56 号議案について説明させていただきます。議案書 9 ページをご覧ください。所有権移転 6 件、使用貸借権設定 1 件です。計 7 件です。議案書 10 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり</p> <p>この案件について、借人は、■■市在住であり、今度の生活を見据えて持ち家の検討をしましたが、夫婦に自己所有地はなく、適地探しを行っていたところ、借人の母より土地を借りる話がまとまり、申請地に分家住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね 10ha 未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。</p> <p>申請番号 2 番から 4 番について、同一事業者による同一事由の転用申請であるため一括で説明をさせていただきます。</p>

受人は、■■■県に本店をおく、太陽光による発電事業を主とする法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、土地の管理困難となったそれぞれの地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。

農地区分は、いずれの農地も農地区分は、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。いずれの案件も「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、いずれの案件も全額自己資金でまかなう計画で、他法令の調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、勾配がある土地については土側溝を設け、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

受人は、■■■市の賃貸住宅に居住していますが、今後の老後の住環境改善を考え、地権者より土地を借りる話がまとまり、今般、申請地に住宅建築するものです。

農地区分は、お手元の農地区分表、第1種農地①「概ね10ha以上の規模の一団農地の一面にある農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第1種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等に問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われます。

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

当該地は平成2年頃より進入路、として利用しており、今般、農地法の手続きが必要であることを知り、是正をかねて申請するものです。

以前より農地以外の利用方法をしていたことに対する始末書が添付されています。農地区分は、表の最下段「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路、宅地敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

事業面積が3,000㎡を超えるため愛知県農業会議にて諮る対象となります。

受人は■■■に本店をおき、発電事業を主とする法人であり、更なる収益の拡大のため、年間を通して日照を確保できる適地を探していたところ、管理困難となった地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。なお、申請地では、伐採した木材を細かく砕いてチップとして散布してある状態でしたため始末書が添付されています。

農地区分はすべての農地がお手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入資金でまかなう計画で、他法令の調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。国の固定価格買取制度を利用しない案件ですが、小売電気事業者認定された事業者の押印のある検討表明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、畔板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないように対処する計画です。日照等の問題はなく、周辺農地等への営農に支障はないと思われます。

以上、第56号議案7件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。

議案の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
担当地区委員は何か補足等ございませんか。

議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第56号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第57号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第57号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 所有権移転1件、使用貸借権設定2件、賃借権設定5件であり、そのうち1件が新規設定です。</p> <p>今回の相対（所有者と耕作者との直接の貸し借り）は申請番号1番から4番です。すべて更新案件となります。 申請番号5番からは中間管理事業による転貸の案件です。 申請番号5番 ■■■ 地内の 田2筆 計4,088㎡に賃借権を設定し、野菜の作付けをします。 申請番号6番と7番は更新案件です。 次は農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転の案件で、要件に合致した場合に、公社が農業者に代行して手続を行います。要件としては、市の基本計画である農業生産の基礎となる優良農地の確保や、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や強化があります。特に所有権移転に関しては、農用地の集団化を図るために必要な場合であることや地域の農業者との連携が図られていることなど必要な条件を満たす場合に限られています。 申請番号8番 ■■■地内の 田1筆 788㎡を所有権移転し、施設野菜を栽培します。 以上、番号1番から8番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、 第57号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
事務局	<p>補足いたします。申請番号6番の使用貸借権についてですが、借手と貸手の名前が同じだと不思議に思われるかと思います。これは機構集積協力金が地域に交付されている対象地となっており、条件として農地を農地バンクに貸し付ける必要があるため今回の申請に至ったとのことです。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第57号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第58号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

それでは第58号議案についてご説明いたします。
議案書16ページをお開きください。農業振興地域の整備計画見直しについて、今回は除外が4件になります。
議案書17ページをご覧ください。合わせて、別添の農用地区の位置図資料をご覧ください。

番号1番、別添図版は1ページからになります。
申し出者、申し出地は記載のとおり。
この案件は、■■■地内の畑3筆、合計3857㎡を会社の駐車場として整備するものになります。
申し出者は■■■を営む事業者であり、保有する大型車両と従業員の駐車場だけで、現在の事業所敷地はいっぱいであり、業務改善と事業基盤の確保を図るため本申し出地にて申請がされております。
土地選定については、近隣の土地にて検討を行ったが、面積が狭小であったり、傾斜地のため利用が困難であったり、地権者との合意が得られないとの理由から当該地を選定しており、申出地は会社に隣接し、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして、番号2番、別添図版は6ページからになります。
申出者、申出地記載のとおり。この案件は、■■■地内の畑2筆、合計1,532㎡を■■■で行う薪製造作業における木材乾燥置場兼作業場として使用するものです。
申出者は■■■であり、生きがい活動の一環として薪製造を行っております。山から切り出した木材を乾燥させるための場所を探していたところ、会員が所有する農地にて立地条件や広さを満たす土地の申出をいただきました。申出地は傾斜地となっており、農機具の搬入が出来ません。また、大雨等により、度々、土砂災害が起こるため耕作には不向きな土地であり、土地所有者自身も高齢により管理困難となっていました。土地の形状には手を加えず■■■で管理をしていくとのことで、周辺農地への影響はありません。
また、土地選定については会員が所有する土地にて検討を行いました。土地改良によりほ場整備のされた農地や鋭意耕作中の農地であったり、山林しかありませんでした。長年、荒廃地及び傾斜地として生産性のない土地であったことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして、番号3番、別添図版は9ページからになります。
申出者、申出地記載のとおり。この案件は、■■■地内の畑1筆、380㎡に分家住宅を建築するものです。
それでは第53号議案についてご説明いたします。
申出者は、■■■市のアパートにて妻と2人で住んでおりましたが、この度、新たな命を授かり、現在の住まいでは手狭となることから、新居を探していたところ、母親より申出地に分家住宅を建ててはどうかとの提案を受け、申請に至りました。
土地の選定について、申出者は土地を所有していません。母親の所有する土地についても鋭意耕作中の土地や傾斜地、狭小地しかなく、当該地を選定しております。
集落に接続し、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

続きまして、番号4番、別添図版は13ページからになります。
申出者、申出地記載のとおり。この案件は、■■■地内の畑22筆、合計13779.09㎡を養蜂場として使用するものになります。
申出者は、10年ほど前に知人から養蜂技術を教わり、当初は自家用や知人に配る程度で養蜂を行っていましたが、周りからの評判もよく、■■■市のスーパーでも販売するようになり、新城市の特産品となれるよう、本格的に養蜂に取り組むことを考え、本申請に至りました。
土地選定にあたっては、申出者が所有する土地でも検討を行いました。鋭意耕作中であることや、求める土地の条件が蜜源植物が育成しやすい環境であること。風通しや水はけがよく、巣箱にカビが発生し難いこと。ミツバチの糞や刺されたりなどの近隣トラブルを避けるため、人里から離れていること。ある程度まとまった土地が必要であることなどを満たす土地を所有しておらず、土地を探していたところ条件を満たす土地を見つけ、地権者の合意も得られたため、当該地を選定しております。

農用地の除外及び転用後の土地利用としては、蜜源植物の苗を植えたり、養蜂箱の設置を考えており、土地自体に大きく手を加えないとのことで、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。

以上、第53号議案については、4件共に除外について適当とするを原案といたします。第53号議案の説明は以上となります。

次に報告事項に入ります。
事務局より説明をお願いします。

議長 (議案書のとおり説明)

説明が終わりました。
報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長 ご意見等ないようです。
これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。

議長 以上をもちまして、第12回新城市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間ありがとうございました。

議長

午後3時10分議長は本会の閉会を宣した。